

省令

○文部科学省令第六号

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号) 第四百二十二条の規定に基づき、学校教育法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月二十七日

文部科学大臣 林 芳正

学校教育法施行規則の一部を改正する省令

学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)の一部を次のように改正する。次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という)は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

Table with 2 columns: 改正後 (Amended) and 改正前 (Original). It details changes to Article 4 (Communication System) and Article 5 (Curriculum Changes) of the School Education Act Enforcement Regulations.

附則

第一条 (施行期日) この省令は、平成三十年四月一日から施行する。(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に存する通信制の課程を置く高等学校(中等教育学校の後期課程を含む)の学則については、施行の日以後最初に第五条第一項の学則の変更についての認可の申請がなされる日又は平成三十一年四月一日のいずれか早い日までの間は、この省令による改正後の学校教育法施行規則第四条第二項第三号の規定は、適用しない。

告示

○内閣府告示第四十五号

迎賓館の施設に係る参観料の徴収に関する内閣府令(平成二十八年内閣府令第三十八号)第二条の規定に基づき、参観の認められる年齢を平成三十年五月三日から同年五月八日までの間は、参観の対象となる施設及び参観の認められる年齢並びに参観料の額を定める件(平成二十八年内閣府告示第二百三十一号)二中「十二歳以上の者(小学生及びこれに相当する者を除く。)」とあるのは「十歳以上の者(平成二十年四月二日以後に生まれた者を除く。)」としたので、公示する。

○消防庁告示第二号

平成十二年消防庁告示第七号(介護保険法施行令第三十七条第一項第三十四号に掲げる規定として総務大臣が定めるものを定める省令第四号の規定に基づく消防庁長官が定める規定)は、廃止する。

○法務省告示第百三十三号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

- List of individuals for naturalization: 法務大臣 上川 陽子, 住居 茨城県守谷市松ケ丘3丁目11番地13, etc.

- List of individuals for naturalization: 住居 長野市大字岩槻団地3番地268, 李偉建 昭和46年1月25日生, etc.